

営業許可制度の見直し及び営業届出制度創設に伴う経過措置期間について

改正前区分	改正後区分	経過措置期間	例
許可業種	A：許可業種	施行前の許可は有効期限まで有効	<p>○既存許可営業で、菓子製造業の許可を令和3年5月1日に取得した場合</p>
	B：届出業種	届出済と取り扱われる	<p>○旧食品衛生法に基づく営業許可から、新食品衛生法に基づく営業届出となる場合</p>
県の条例にて許可業種	A：許可業種	令和6年5月末まで(3年間)経過措置期間	<p>○県の条例に基づき、つけもの製造業を取得していた営業で、新食品衛生法に基づく漬物製造業の許可を取得する場合</p>
	B：届出業種	令和3年11月末まで(6ヵ月間)経過措置期間	<p>○県の条例に基づき、豆腐販売業を取得していた営業で、新食品衛生法に基づく営業届出を行う場合</p>
許可業種以外	A：許可業種	令和6年5月末まで(3年間)経過措置期間	<p>○新食品衛生法に基づく営業許可を取得する場合</p>
	B：届出業種	令和3年11月末まで(6ヵ月間)経過措置期間	<p>○新食品衛生法に基づく営業届出を行う場合</p>
県の条例にて届出業種	A：許可業種	令和6年5月末まで(3年間)経過措置期間	<p>○県の条例に基づき届出を行っていた営業で、新食品衛生法に基づく許可を取得する場合</p>
	B：届出業種	令和3年11月末まで(6ヵ月間)経過措置期間	<p>○県の条例に基づき届出を行っていた営業で、新食品衛生法に基づく営業届出を行う場合</p>